

(仮称)あかし安全のまちづくり計画(国土強靱化地域計画)の策定について

1 計画策定の経緯及び趣旨等

1) 東日本大震災の教訓を踏まえ、国では、大規模自然災害が発生しても、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済を守り、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進するため、平成25年「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」を公布、施行しました。また、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」を平成26年に策定しました。

2) 国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠なことから、県、市町については、基本法に基づき、国土強靱化地域計画を作成し、災害に強いまちづくりの着実な推進が求められています。

3) 本市においても、基本法に基づき、大規模自然災害等の発生に備え、より強く、しなやかな地域の構築を目指して、市の各施策を総合的かつ計画的に推進するため、作成するものです。

【参考】

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第十三条」

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

2 計画を策定し推進するメリット

- 1) ソフト・ハード両面から取り組むことで、災害発生時の被害を軽減することができる。
- 2) 地域の災害対応力が高まり、住民の地域に対する安全、安心感等、まちの魅力の向上につながる。
- 3) 計画に基づき実施される取組みに対し、関係府省庁所管の交付金・補助金等が優先配分され、各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することができる。

3 基本とする目標（国土強靱化計画、国土強靱化地域計画共通）

- 1) 人命の保護が最大限に図られる
- 2) 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- 3) 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- 4) 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

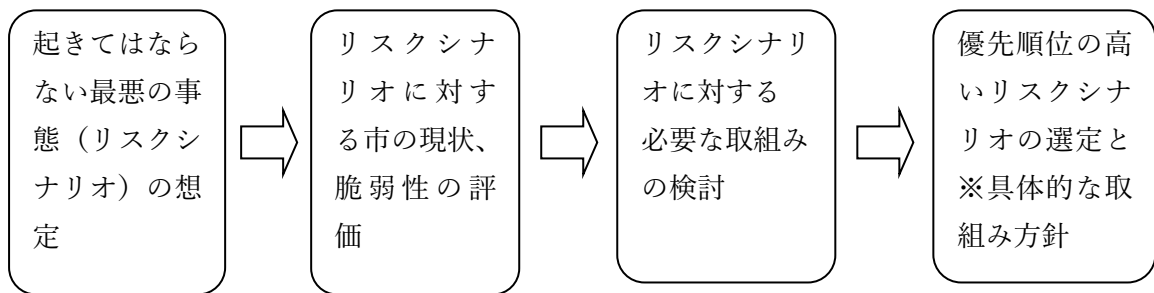
4 計画の枠組み

【名称】：（仮称）あかし安心のまちづくり計画（国土強靱化地域計画）

【対象とする災害（リスク）】

大規模自然災害：地震、津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）

【計画の枠組みイメージ】



【※具体的な取組み方針の一例】（他市国土強靱化地域計画より抜粋）

- ・住宅・建築物等の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路となる幹線道路の整備
- ・ため池の整備
- ・避難所となる学校園施設の防災機能強化
- ・漁港施設の地震、津波対策
- ・上下水道施設の耐震化の推進
- ・ハザードマップ作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり
- ・地域の医療機関との連携体制の構築など

5 今後の予定

- 1) 令和2年3月頃素案の作成
- 2) パブリックコメント
- 3) 令和2年6月頃策定